

# 外来生物法のしくみ

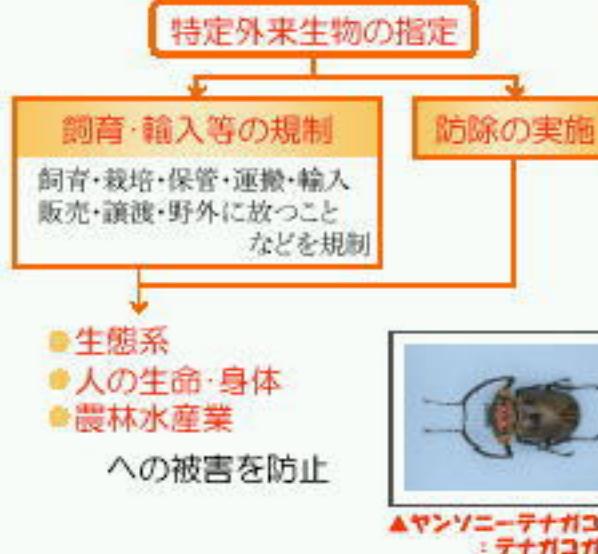
## 外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

## 特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、**飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入**などが原則として禁止されます。

輸入が禁止されることで、国外からの特定外来生物の侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における特定外来生物の拡散を防ぎ、既に定着（帰化）しているものについては積極的に防除していきます。



## 外来生物被害予防3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するため～

### 1.入れない

～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

### 2.捨てない

～飼っている外来生物を野外に捨てない

### 3.拡げない

～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

外来生物は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多くその問題は日常生活に密着した問題であるため国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています

外来生物に関わる際には、この原則を心にとめ適切な対応をご理解・ご協力を、切にお願いします

生き物を飼育する場合は  
その生き物の寿命、成長したときの大きさ  
生態といったことを十分調べた上で  
責任を持って終生飼育してください

## お問い合わせ先

### 環境省自然環境局野生生物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話:03-3581-3351(代表)  
FAX:03-3581-7090

### 外来生物法ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

### 外来生物法

環境省・農林水産省

# 外来生物法

## 外来生物の飼育・販売にご注意ください

▼カタマシ



ボタンウキクサ

▼ウォーターレタス



ウシガエル▲



写真提供  
(財)自然環境研究センター

▲チュウゴクモクスガニ：上海ガニ

# 外来生物とは

もともとその地域にいなかったのに  
人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

外来生物は、私たちの生活に大変身近なものとなっていて  
日本の野外に生息する海外からやってきた外来生物の種の数は  
わかっているだけでも2,000種を超えるといわれています。

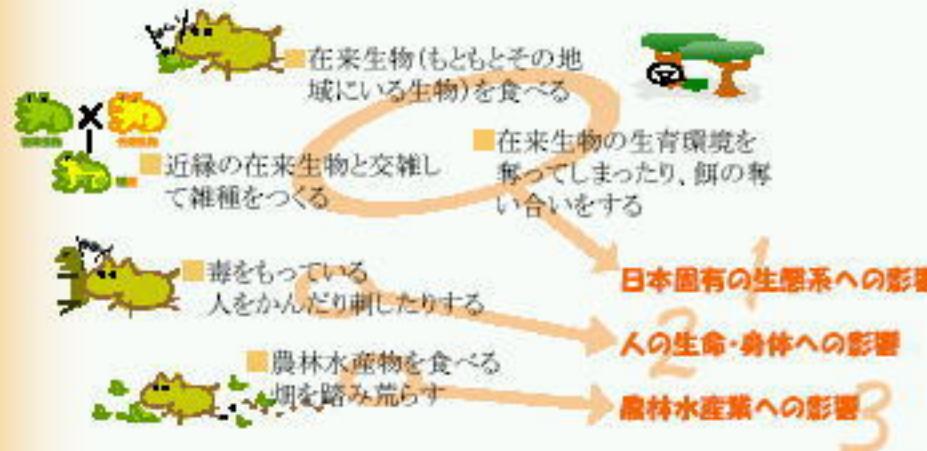
これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的に外国などからやってきます。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように  
私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。  
一方で、定着(帰化)している・していないに関わらず  
地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて  
これらを侵略的な外来生物といいます。

## 外来生物法では

生態系、人の生命・身体、農林水産業に  
悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を  
特定外来生物として指定し  
飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制すること  
野外にいる特定外来生物の防除を進めることで  
侵略的な外来生物の被害を防止することを  
目的としています。

## 外来生物が引き起こす3つの悪影響



## 特定外来生物は

飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと



## などが原則として禁止されます

※これらの項目に違反した場合、最高で

個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます

## 特定外来生物のリスト

<b>哺乳類</b>	クロキツネ、ハネヌミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカガザル、スードリ、クマラリス(タイランス)、タイクモモンガ(エゾモモンガ)を除く)、トブハイロコ、キタリス(エゾリスを除く)、マスクラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アリカンク、ジャワマングース、アキシシガ属、シカ属(ホンシカジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キウシウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シワソウ、キシ
<b>鳥類</b>	カビチョウ、カオジロカビチョウ、カオグロカビチョウ、ソウシチョウ
<b>昆蟲類</b>	ホウキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、モナオガシラ、タイワンシオ、タイワンハブ
<b>両生類</b>	オオヒキガエル、キューヘズウキガエル(キューバアマガエル)、コキコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
<b>魚類</b>	チャネルキットフィッシュ、ノーサンハイク、スマートハイク、カタクチ、ブルーキル、コクチバス、オオクチバス、ストライプバス、ホワイトバス、ヨーロピアンバー、ハイバーハ、ケラキヨ、コウライワキヨ
<b>爬虫類</b>	Abrax属、Hadronyche属、Loxosceles reclusa、L. laeta、L. gaucho、セアコウケモ、ハイロコウケモ、シュウサンボシコウケモ、クロコウケモ、キヨクタウサリ科
<b>甲殻類</b>	Astacus属、Cherax属、モクシガニ属(モクシガニを除く)、ウチダザリ目ニ、ラスティーグレイフライフィッシュ
<b>昆虫類</b>	テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、ヒアリ、アカアリアリ、アルゼンチンアリ、コガアリ
<b>軟体動物等</b>	カリヒラリガイ属、クリガガイ、カリオトキスカイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューキニアヤカタリクヌムシ
<b>植物</b>	オオキンケイキク、ミスピマリ、オオハングンソウ、ナツサワキツリ、オオカワヂシャ、ナガエクリノゲイツウ、ブラシルチドメリサ、アレチウリ、オオフサモ(ハロットフェザー)、スバルティナ・アンギリカ、ホタングウキク(ウォーターレタス)、アゾラ・クリスター

平成18年2月1日現在

## お知らせ

- 学術研究、展示などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣の許可の申請を行なう必要があります。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をすることは禁止されています。しかし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等することができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行なう必要があります。
- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 手続きなどの詳細につきましては、裏面のお問い合わせ先、又は最寄りの地方環境事務所までご連絡ください。